

16. 県民税徴収取扱費(県民税徴収事務費委託金)

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]
市町村 [都道府県]	<p>1. 都道府県は、市町村が個人の都道府県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するために、次の各号に掲げる金額の合計額を徴収取扱費として市町村に対して交付する。</p> <p>(1) 納税義務者数割 ＝個人の都道府県民税に係る納税義務者数(当該年度課税分)に3,000円(平成19・20年度は4,000円、平成21・22年度は3,300円)を乗じて得た金額。</p> <p>(2) 金額割 ＝平成18年度以前課税分の個人の都道府県民税に係る地方団体の徴収金で当該都道府県に払い込まれた金額に7%を乗じて得た金額。</p> <p>(3) その他 ＝市町村が徴収した個人の都道府県民税に係る地方団体の徴収金を市町村が還付し、又は充当した場合における当該地方団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額、及びその過誤納金に係る還付加算金に相当する金額。また、配当割、株式等譲渡所得割控除によって控除することができなかった金額を、市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかった金額に相当する金額。</p>	<p>(報告があった日から30日以内に交付)</p> <p>7月:3月收入(4月払込) ～5月收入(6月払込)分</p> <p>10月:6月收入(7月払込) ～8月收入(9月払込)分</p> <p>1月:9月收入(10月払込) ～11月收入(12月払込)分</p> <p>3月:12月收入(1月払込) ～2月收入(3月払込)分</p>

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	2,007,740	2,048,314	2,076,192	2,118,712	2,148,491